

現 行	改 定 (案)	適 用
<p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、<u>土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物</u>を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>11. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (1) 受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、建設副産物に係る情報入力システムや国土交通省のシステムであるCREDASを活用し作成するものとする。提出はデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行いCREDASを使用して入力を行ったデータを提出しなければならない。</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <u>ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督職員の指示によるものとする。</u></p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、<u>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、<u>法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>7. 建設副産物情報交換システム</u> <u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実施調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、出力した調査票1部を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>8. 建設発生土情報交換システム</u> <u>建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>13. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (1) 受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、建設副産物に係る情報入力システムを活用し作成するものとする。提出はPDF形式のデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報入力システムにデータの入力を行いPDF形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。</p> <p>4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>文言の追加</p> <p>文言の修正・追加</p> <p>文言の追加</p> <p>建設副産物情報交換システムの運用に基づき改定</p> <p>建設副産物情報交換システムの運用に基づき改定</p> <p>文言の修正</p> <p>誤字修正</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
<p>1-2-10 工事円滑化会議の実施について 工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後で工事着手前に実施すること。</p> <p>1-2-23 総価契約単価合意方式について 2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、凍害工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。】 【注】：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。</p> <p>(新規)</p>	<p>工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程 <u>(クリティカルパスを含む)</u> 等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後<u>など工事内容を踏まえて適宜判断すること。</u></p> <p>2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、凍害工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。】 【注】：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。</p> <p>1-2-25 デジタル工事写真の黒板情報電子化について <u>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</u> <u>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の1項から4項まで全てを実施することとする。</u> 1. 対象機器の導入 <u>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という）については、北海道開発局制定「道路・河川工事仕様書（以下「仕様書」という）写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。</u> <u>また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」（http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限るものではない。</u> 2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入 <u>受注者は、第1項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、仕様書写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</u> 3. 黒板情報の電子的記入の取扱い <u>工事写真の取扱いは、仕様書写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第2項に示す黒板情報の電子的記入については、仕様書写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</u> <u>※デジタル写真管理基準（国土交通省HP）のURL</u> http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/ 4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 <u>受注者は、第2項に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「黒板情報電子化写真」という）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。</u> <u>なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</u> <u>※チェックシステム（信憑性チェックツール）</u> http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p>	<p>文言の追加</p> <p>誤記の修正及び削除</p> <p>特記仕様の共通仕様化</p>